

浜名高校 いじめ防止基本方針

静岡県立浜名高等学校

第1章 はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第 13 条に、学校はその実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定すべき旨が規定された。このたび、「いじめの防止等のための基本的な方針」を国が平成 29 年 3 月 14 日に改定したことを受け、浜名高校「いじめ防止基本方針」を改定する。

「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止に関する「方針」にとどまらず、実効性を伴う「行動計画」であると位置づけることができる。

第2章 基本的事項

1 「いじめ」の定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊いじめの表れ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであり、子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめの側の立場を経験することも多い。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様に、生命又は心身に重大な危険を及ぼす。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その深刻さは本人でなければ分からない。いじめは重篤になればなるほど対応が難しくなるため、それを未然に防止することが最

も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。

第3章 組織の設置

学校は、いじめの防止等に対応するため、つぎの組織を設ける。

1 名称 「いじめ対策委員会」

2 構成員

校長、副校長、教頭、生徒課長、1～3年学年主任、教育相談係、養護教諭、各学年担当

- * 教頭、生徒課長、学年担当から成る「いじめ対策小委員会」を生徒課内に設置し、いじめに関する情報を収集する。
- * 上記構成員のほか、必要に応じて外部の心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを加えたり、関係機関との連携を図ったりする。
- * 関係機関とは、警察、児童相談所、医療機関などの相談機関。県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関など。

3 役割

- (1) 進捗状況の把握、定期的検証
- (2) 教職員への説明や情報提供
- (3) 生徒・保護者への情報発信と意識啓発、意見聴取（HPにもアンケート結果公表）
- (4) 個別面談や相談の受け入れやその集約
- (5) 情報集約と組織召集
- (6) 事実確認、今後の対応を決め、実行
- (7) 学校評価による取組の改善

第4章 いじめの未然防止

- (1) すべての生徒が、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で、授業や部活動に主体的に取り組むことができるように働きかける。
- (2) いじめは、人間として絶対に許されないという雰囲気为学校全体に醸成し、いじめにつながるような些細なことも見逃さないよう組織的に取り組む。
- (3) 自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、コミュニケーション能力や自己有用感を高めるよう働きかける。
- (4) 全校集会、学年集会等の機会、日ごろのHR活動等を通じて、思いやりの心、また人権意識を持つことの大切さ等について生徒に働きかける。
- (5) 生徒会、委員会活動、学級活動、部活動等の場面で、生徒が主体的に考え行動する気風を作る。
- (6) いじめの発生を未然に防ぐために、子ども同士の人間関係づくり、教職員と子ども

との信頼関係づくりを心掛ける。

- (7) 欠席連絡やＨＲでの様子について情報交換などをこまめに行ったり、面談を行ったりするなどして、保護者との意思疎通・信頼関係を保つ。
- (8) 教育相談や特別支援教育についての知識や技術を習得するための校内研修を実施する。必要に応じて、事例検討などの研修も計画的に行う。

第５章 いじめの早期発見

１ いじめの早期発見のための取組

- (1) 生徒対象いじめアンケート調査を年２回、実施する。
- (2) 年３回、個人面談（や三者面談）を行い、学級担任が生徒の実態を把握する。
- (3) ４月に「教育・心理検査（ＱＵ）」を実施し、生徒の個性や傾向を知る。
- (4) 毎朝、ＳＨＲ時にクラス生徒の健康観察を行う。
- (5) 教職員は、生徒に関する情報の交換を日常的に行い、情報の共有を図る。
- (6) 保護者との連絡を密にとり、教職員と保護者の信頼関係をつくる。

２ 教育相談体制の整備

- (1) 心理、福祉に関する専門家の協力を得て、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備するとともに、その窓口を生徒、保護者に周知する。

第６章 いじめ発生時の対応

１ いじめの通報を受けた時の対応

- (1) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。
- (2) いじめが確認された場合は、組織として対応する。被害生徒のケア、加害生徒の指導、保護者への対応等、問題が解消するまで継続的に行う。
- (3) 内容により、県教委に連絡し、指示を仰ぐ。

２ 被害生徒及びその保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒やいじめを通報してきた生徒の安全確保を最優先する。
- (2) いじめを受けた生徒には、最も信頼関係が出来ている人（友人、教職員、家族等）と連携し、「最後まで絶対に守る」体制をつくる。
- (3) 子供の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプランを立てる。
- (4) 心のケアや休み時間の見守りなど、具体的な安全確保を図る。
- (5) 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- (6) 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も保護者に学校の様子を定期的に報告するようにする。

３ 加害生徒への対応

- (1) 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを理解させる。

- (2) 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる。
- (3) いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

4 周囲の子供たちへの対応

- (1) 見て見ぬふりをするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- (2) 勇気ある行動が出来なかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- (3) 必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

5 ネット上のいじめに対する対応

- (1) ネット上に不適切な書き込みがあった場合、問題の箇所を確認し、印刷・保存するとともに、速やかに関係生徒から聴取等の調査を行う。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重した上で、削除要請を行い、当該生徒の精神的ケアに努める。
- (3) 誹謗・中傷の書き込みを行うことは、人権の侵害行為であると同時に犯罪であることを厳しく指導する。
- (4) 保護者に対して、フィルタリングの利用や有害情報への対応等、携帯電話等の使用方法（時期・用途）について適切な対応を求める。
- (5) 平成 25 年度末、生徒課が提案した「夜 9 時以降の携帯スマホ使用禁止」運動を継続する。

6 いじめに対する措置、解消

- (1) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの 2 点が満たされていることが必要である。いじめが「解消している」状態に至っても、再発の可能性があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

7 関係諸機関等との連携

- (1) 所轄警察署と日頃から情報交換を行って連携関係を築き、犯罪行為として取り扱うべきいじめ事案が発生した場合には、迅速に協力を求める。
- (2) 児童相談所、医療機関などの相談機関や県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関とも協力関係を築き、早期に対応する体制を確立する。

第 7 章 年間計画

1 年間計画

月	関 連 行 事 等	主 な ポ イ ン ト
4	・ 入学式 ・ オリエンテーション	・ 生徒に関する情報交換

	・ 対面式 ・ 新入生指導 ・ 教育・心理検査（ＱＵ） ・ 面接週間	・ 学校生活初期指導（２年） ・ 生徒の個性や傾向理解 ・ 生徒理解・信頼関係
5	・ ＰＴＡ総会 ・ ＬＨＲ ・ 教育・心理検査（ＱＵ） ・ 浜名祭準備	・ 保護者との情報交換、心の教育 ・ スマホ・ケータイ電話に関するＤＶＤ視聴 ・ 学校生活初期指導（１年）
6	・ ビッグパネル製作（１年） ・ 浜名祭 ・ 行内研修	・ 協働作業、コミュニケーション能力 ・ 特別支援教育に関する職員研修
7	・ 球技大会 ・ 終業式 ・ 三者面談	・ 生徒に関する情報の交換
8	・ 中学生一日体験入学	
9	・ 始業式 ・ 生徒アンケート ・ 学年集会 ・ 面接週間 ・ １・２年保護者会 ・ 体育大会	・ いじめの実態調査として「１分間シート」を実施 ・ 生徒の情報把握 ・ 保護者との情報交換
10	・ ２年生修学旅行 ・ 遠足（１・３年） ・ 生徒総会	
11	・ 職員研修 ・ １年生保育体験 ・ 公開授業 ・ １年生先輩と語る会	・ ネットモラルに関する職員研修 等 ・ コミュニケーション能力 ・ 分かりやすい授業づくり
12	・ 学校保健委員会 ・ 終業式	
1	・ 始業式 ・ 生徒アンケート ・ １・２学年集会	・ いじめの実態調査として「１分間シート」を実施
2	・ ３学年集会	

3	・卒業式 ・卒業生の話 ・終業式 ・離任式	
---	--	--

- (1) 「生徒アンケート」(いじめ実態調査)を年2回実施。集計後、いじめ対策委員会を行う。
- (2) 「生徒アンケート」等の結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証し、見直しを図る。

第8章 重大事態への対処

- (1) いじめが原因と思われる重大事態(*)が発生した場合、学校は組織を設けて対応する。

* 重大事態

- ① いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより子どもが相当の期間(30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして、調査・報告等に当たる。

- (2) 校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 学校は、調査による事実関係についての必要な情報を、被害生徒及び保護者に対し、適切に提供する。
- (4) 情報発信・報道対応については、県教委と連絡を取りながら、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

- * 附則**
- ・この方針は、平成26年7月17日より施行する。
 - ・この方針は、一部改定し平成30年9月1日より施行する。